

沖労委平成25年（不）第2号事件 事件の概要

当事者	申立人（組合）			被申立人（使用者）		
	X ₁ 労働組合 X ₂ 労働組合沖縄地方本部 組合員数：667人			Y株式会社 業種：製造業（窯業・土石製品製造業） 従業員数：106人		
申立年月日	平成25年3月22日		終結年月日	平成26年3月20日		
所要日数	364日		終結区分	棄却		
審査状況	調査回数	4回	審問回数	1回	和解協議回数	1回
審査委員	宮里 節子	参与委員	（労）砂川 安弘		（使）石川 清勇	
請求する 救済の内容	1 人事考課制度に関する団体交渉に誠実に応じること 2 謝罪文の掲示					
	労働組合法第7条 該当号			第2号		
当事者の主張の要旨						
<p>【申立人】 被申立人は、平成24年8月18日、9月10日及び9月21日の査定結果開示及び人事考課制度等に関する申立人からの団体交渉の申入れに対し、団体交渉の開催を拒否した。 2012年秋年末交渉においても、被申立人の態度は変わらず、査定内容や結果の開示については、「会社の裁量権」「判例がある」と繰り返すばかりで、実質的な議論が全くできなかった。 このような被申立人の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。</p> <p>【被申立人】 本件申立てについて、棄却を求める。 被申立人は、円滑・公正な査定業務の実施のため、人事考課結果を開示しない方針である旨の説明を行うとともに、各組合員が不当な取り扱いを受けていないかどうか判断することが可能となるよう、各組合員の賞与額、支給テーブル、支給率及び人事考課評定基準等を開示したにもかかわらず、申立人は、人事考課結果表を開示する必要性について合理的な説明等を行わず、また、具体的な根拠も示さなかったのであり、被申立人の行為は不当労働行為には該当しない。</p>						
経過及び主文						
<p>【経過】 平成25年3月22日の申立て後、委員調査4回、審問1回及び和解協議1回を実施し、平成26年3月13日第341回公益委員会議において命令を決定の上、同年3月20日に命令書を交付し、本件は終結した。</p> <p>【主文】 申立人らの請求をいずれも棄却する。</p>						